



一括比例配分方式の選択と更正の請求

●2億円の納付差額●

消費税の確定申告では一括比例配分方式を選択し、後に更正の請求において個別対応方式に変更することが認められるか否かについて争われた事例を紹介します。納付税額に2億円あまりの差異が生じたこの事例は消費税の実務に警鐘を鳴らすものと思われます(平成9年5月27日福岡地裁)。

◎平成2年9月1日から平成3年8月31日までの課税期間に係る消費税の確定申告につき、原告であるX住宅株式会社は仕入税額控除の計算方法として一括比例配分方式を選択し、課税標準額に対する消費税額387,036,390円、税額控除39,484,924円、納付すべき消費税額347,551,400円とする確定申告書を法定申告期限までに提出しました。その後、原告は同年11月28日及び平成4年9月7日に、それぞれ仕入税額控除の計算方法を個別対応方式に変更する更正の請求を行いました。被告Y税務署長は平成5年12月21日一括比例配分方式を適用して、課税標準額に対する消費税額389,743,680円、控除税額75,102,613円、納付すべき消費税額314,641,000円とする更正処分を行いました。当該課税期間の課税売上割合は25.18パーセントであり、個別対応方式を適用すれば仕入税額控除額は一括比例配分方式に比較して2億円近く上回り、結果として納付すべき消費税額にも2億円近くの差異が生じることになります。

◎原告は、一括比例配分方式を選択することは、課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額を非課税売上げに比例配分することになり、課税売上げの消費税額に対応する課税仕入れの消費税額だけを控除することを原則とする消費税の本質、立法趣旨に反し許されないと主張しました。そして、選択が許されない一括比例配分方式を、選択ができるものとして誤信し誤解により選択して控除税額を計算したものであり、消費税額の計算には明らかな計算誤りがあったと主張しました。

◎被告は、一括比例配分方式と個別対応方式のいずれを選択するかは納税者の自由に委ねられており、した

がって確定申告において一括比例配分方式を選択した以上、後に個別対応方式に変更することは計算の誤りには当たらず、また、確定申告の要素に錯誤があったともいえないと主張しました。

◎裁判所は、原告が主張するように、一括比例配分方式では課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税を非課税売上げにも配分する結果になるということもできないではないが、それは一括比例配分方式を適用した場合の当然の結果であり、そもそも簡便な計算方法である一括比例配分方式の選択を認める法の趣旨からすれば、事業形態によってその選択が許されないという性質のものではないのであるから、選択が許されないのでこれが許されるものと誤信して誤解により一括比例配分方式を選択したとの原告の主張には理由がなく、税額計算に誤りがあったともいえないとして原告の主張を棄却しました。

また、2億円もの差異が生じることを認識していれば、あえて一括比例配分方式を選択することは通常ありえず、したがって消費税法施行に伴う弾力的処分を検討する余地が全くないとまではいえないが、弾力的運用期間経過後の本件事例についてはその必要性は認められないと判断しています。

この事例では、原告は前課税期間において個別対応方式を選択しています。更正の請求が認められる「計算誤り」の範囲が狭く、かつ明確ではない現状を考えると、税理士の賠償責任に発展することも予想される事例ではないでしょうか。

(資料提供・税理士情報ネットワーク編集室)